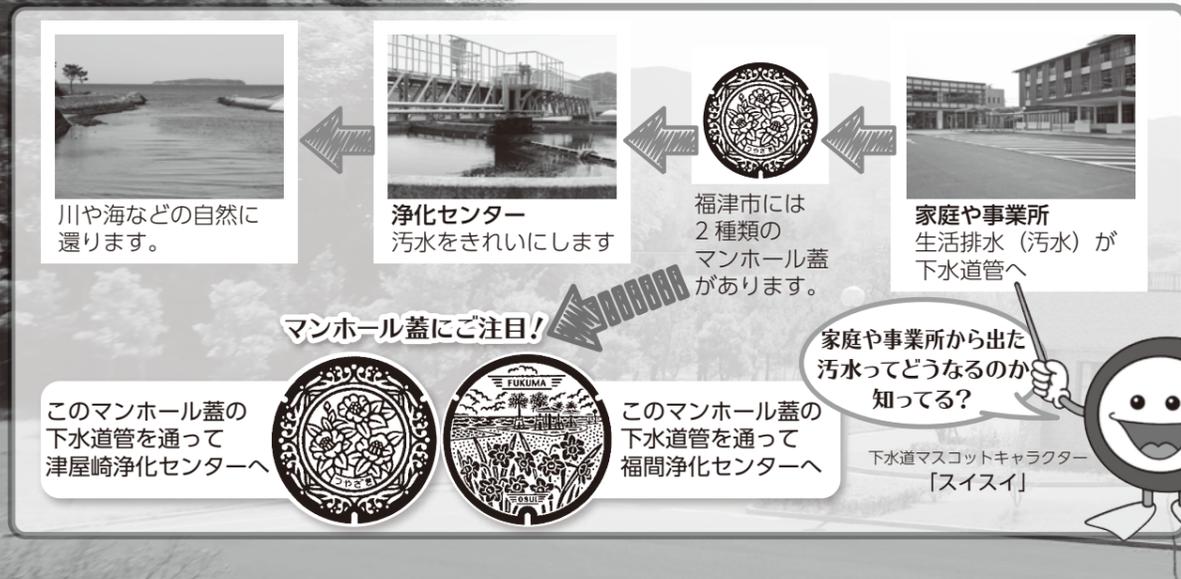


～私たちの暮らしを支える下水道～ 9月使用分から下水道使用料を改定します



9月使用分から下水道使用料を改定

皆さんの家庭や事業所などで使用した水は汚水となり、下水道管を通して浄化センターに運ばれます。汚水をきれいな水にしてから川や海に流すには多額の費用がかかります。その費用の一部を、使用した量に応じて負担していただくのが下水道使用料です。

将来の公共下水道事業の経営状況を見据えて、今年9月使用分から下水道使用料を改定します。

下水道整備の状況と市民の満足度

平成20年に福間浄化センターが稼動した後、生活環境の改善や水質保全のため、下水道管の集中的な整備に取り組みました。その結果、平成28年度末の下水道普及率は98%を超え、大部分の市民が下水道を利用できる環境が整っています。

平成17年11月と平成29年2月に、市総合計画策定に向けた市民アンケートを行いました。両アンケートで、「下水道の充実」に対する評価を5段階で質問し、

ご回答いただきました。「満足」「やや満足」「普通」と回答した人の割合の合計は、下のグラフのとおり大幅に向上していることがわかります。

なぜ、使用料を改定する必要があるのか

下水道事業の健全経営や使用者の負担の公平性を図るために改善が必要です。下水道事業の安定した経営を維持していくためには、次の三つの課題があります。

①一般会計への依存

汚水処理に要する経費は下水道使用者が負担するのが原則です。しかし、平成28年度は、国の基準で地方交付税の交付が受けられる負担金が約5億円。これに加え、赤字を補うための補助金約1億4千万円を一般会計から繰り入れていました。

②返済金の増加

平成20年度以降の集中的な整備のために借り入れた、企業債の返済額が年々増えていきます。

③設備の更新費用の増加

浄化センターの機械、電気設備の一部がもともと耐用年数を迎え、改築、更新費用の増加が見込まれます。

これらの課題を解決するため、有識者などで構成する下水道事業運営審議会での下水道使用料について審議し、使用料と井戸水の認定水量の改定案が示されました。これを受け、下水道使用料と井戸水の認定水量を下の表のとおり改定します。

料金体系の変更点

- 使用量が増えると、処理単価が上がる従量使用料区分を4区分から6区分に増やします。
- 使用料単価が平均15・8%上がります。一般的な家庭1カ月当たりの平均汚水量20㎡で試算すると、税込みで280円上がります。
- 汚水量0～10㎡の定額制を廃止します。1㎡から汚水量に応じた料金体系に変わりますので1カ月当たりの汚水量が6㎡以下であれば料金は下がります。

なお、使用料の詳細については、宗像地区事務組合が後日各戸配布する、改定後の料金早見表をご覧ください。

今回の使用料改定は、今後も安定した下水道サービスの提供のために必要なものです。ご理解とご協力をお願いいたします。

●下水道使用料【平成30年9月使用分から】

区分	汚水量	金額(税抜)
基本使用料		780円
従量使用料	1～10㎡	65円/㎡
	11㎡～20㎡	153円/㎡
	21㎡～30㎡	160円/㎡
	31㎡～50㎡	200円/㎡
	51㎡～100㎡	230円/㎡
	101㎡～	260円/㎡

●井戸水の認定水量

区分	世帯人数	汚水排出量
井戸水のみの場合	2人以上世帯	20㎡/月
	1人世帯	8㎡/月
水道と併用の場合	2人以上世帯	10㎡/月
	1人世帯	4㎡/月

●下水道使用料【平成30年8月使用分まで】

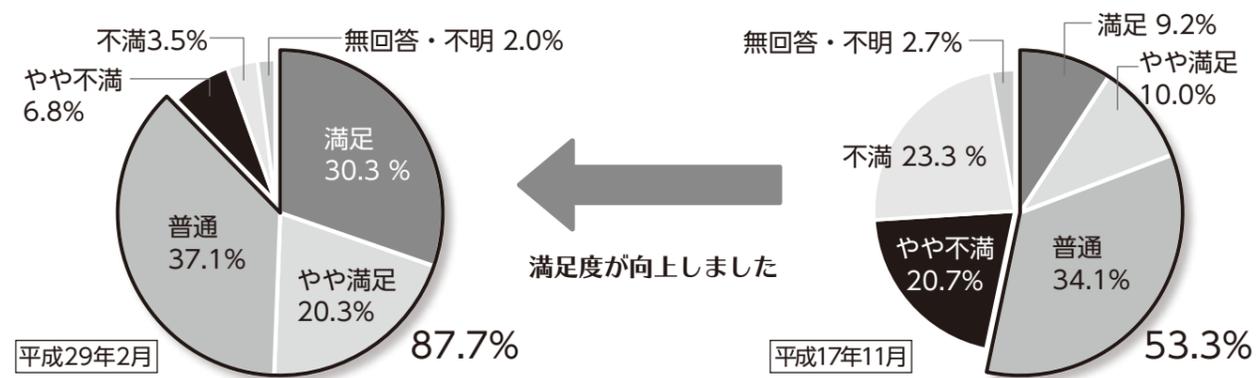
区分	汚水量	金額(税抜)
基本使用料	0～10㎡	1,200円
従量使用料	11㎡～30㎡	150円/㎡
	31㎡～50㎡	170円/㎡
	51㎡～100㎡	200円/㎡
	101㎡～	230円/㎡

●井戸水の認定水量

区分	世帯人数	汚水排出量
井戸水のみの場合	2人以上世帯	20㎡/月
	1人世帯	10㎡/月
水道と併用の場合	2人以上世帯	10㎡/月
	1人世帯	5㎡/月

※井戸水の認定水量は、水道と併用の場合、上記による算定に水道を使用した分の使用料を加算します。

「下水道の充実」に対する市民の評価(総合計画策定に向けた市民アンケート結果 抜粋)



使用料改定に関する問い合わせ 市下水道課 ☎62・5068
 各家庭の下水道使用料に関する問い合わせ 宗像地区上下水道料金センター ☎62・0026
 まちづくり講座出前編の受付 市郷育推進課 ☎62・5078
 市郷育推進課が開催する、まちづくり講座出前編メニューに「下水道使用料と会計のしくみ」を設けました。下水道使用料の改定や下水道会計について詳しく知りたい団体はぜひお申し込みください。